

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
第一部							
3. 環境社会配慮確認にかかる基本的な考え方	(3) 環境社会配慮に要する情報	環境社会配慮確認手続き	1.	環境社会配慮助言委員会の設置	<p>【提言】</p> <p>12. 環境社会配慮助言委員会の設置 JBIC/NEXI は、常設の第三者機関(環境社会配慮助言委員会)を設置し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後のプロジェクト外の環境社会配慮に関する助言を得るべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案した計画に基づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあること、更にカテゴリ A については、第三者である外部コンサルタントも起用して環境レビューを実施していることから、第三者機関を常設してプロジェクト環境審査を行う意義・必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。 他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておらず、環境社会配慮助言委員会の設置はイコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。また、JBIC/NEXI には事後的な異議申し立て制度も設けられており、適切な事後対応の制度を整えられていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において、このような助言委員会を設置しているところはない。民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせる等の懸念があることから、助言委員会の設置は考えていない。 他方、事後的な異議申し立ての制度を設けており、適切な事後対応の制度を整えている。このような制度を設けている機関自体、調査した主要 ECA では JBIC/NEXI 以外に EDC のみであり、ECA においては極めて少ないという認識。
	(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準	環境社会配慮確認手続き	2.	環境モニタリングにおいて参照すべき国際基準が改訂されたことを受けての検討	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリングまたは各 ECA ガイドラインにおいて代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 また、モニタリングは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、基本的に環境モニタリングをベースにすべきと考える。 	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリング(以下「環境 CA」)の改訂を受け、適合すべき国際基準を改訂する。環境 CA の規定は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 非プロジェクトファイナンス案件の場合は、世銀セーフガードポリシー又は IFC パフォーマンススタンダード(以下「IFC PS」)。ただし、プロジェクトファイナンスと同等のストラクチャードファイナンスやプロジェクトに参加する主要金融機関が IFC PS を採用している場合は、IFC PS。 プロジェクトファイナンス案件の場合は IFC PS EHS ガイドライン。対象セクターに関する EHS ガイドラインが存在しない場合は、適切な国際的に認知された基準。
4. 環境社会配慮確認手続き	(2) カテゴリ分類	環境社会配慮確認手続き	3.	調査段階に関する場合のカテゴリ分類	<p>【提言】</p> <p>1. 調査段階に関する場合のカテゴリ分類 JBIC/NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合、本体工事段階の影響に応じたカテゴリ分類を行うべきである。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> NGO からの提言で例示されている出資案件(DMICDC)は、調査や許認可取得支援等を実施する企業に出資するものであり、その後の開発を行うものではないことから、カテゴリ分類は、出資先が直接実施する業務を対象に行えば十分と認識。 調査後に、開発を伴う個別プロジェクトへの出融資を実施する場合には、通常通り個別に環境レビューを行う。
		環境社会配慮確認手続き	4.	追加設備投資を伴わない権益取得にかかるカテゴリ分類	<p>【提言】</p> <p>2. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行のガイドラインの記載のままであっても環境影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当すれば、カテゴリ C に分類する対象外となる。一般的な「通常特段の環境影響が予測されないセクター及びプロジェクト」の例として、当該「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の分類例示とすること自体、特に削除等は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境ガイドラインは、原則としてカテゴリ C に分類される「通常特段の環境影響が予測されないセクター及びプロジェクト」の例として、追加設備投資を伴わない権益取得案件を挙げている。しかし、実際に環境影響が及んでいる場合は、「特段の環境影響が予測されない」とは言えず、カテゴリ C には分類されない。 また、「通常特段の環境影響が予測されないセクター及びプロジェクト」であっても、「影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するもの」はカテゴリ C に分類する対象から除かれている。 したがって、現行の環境ガイドラインの記載のままで十分適切なカテゴリ分類を行って、修正の必要はないものと認識。 なお、実務的には、環境スクリーニングフォームにて現地住民等からの苦情や現地環境当局からの改善指導、工事中止・操業停止命令等の有無を確認する項目を設けており、環境ガイドラインの規定に基づく適切なカテゴリ分類が行われるよう対応している。
	(3) カテゴリ別の環境レビュー	環境社会配慮確認手続き	5.	戦略的環境アセスメントの適用について	<p>【提言】</p> <p>3. 戦略的環境アセスメント(SEA)の適用 JBIC/NEXI がマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用することを要件とするべきである。 Ex 事例 3DMIC</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において採用されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインで適用することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI は、個別プロジェクトを対象に出融資・付保を行っており、戦略的環境アセスメント(SEA)はなじまない。NGO の提言書で例示されている DMICDC に対する考え方については、項番 3 参照。 他方、世銀や JICA が実施している政府向けの融資等の場合は、環境レビュー時にどのプロジェクトに資金が利用されるか特定されていないケースがあることから、このような場合に、今後、資金が流れる可能性のある複数の開発プロジェクトの環境への影響を全体的に把握するために、SEA を行っていると理解している。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
		環境社会配慮確認手続き	6.	投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思決定後に環境レビューを実施することの是非に関する検討事項: <ol style="list-style-type: none"> 意思決定後に環境レビューが行われる場合、違反が増える可能性が高い。 意思決定後の環境レビューは適切に案件実施が行われる可能性が低下することになる。 OECD コソアプローチでは、意思決定に際して ESIA 等の提出・レビュー・公開等が要件となっており、これらの要件に反することになる。 他の ECA がどのような対応をしているのか、調査するべきである。 意思決定後に環境レビューを実施する際の検討事項: <ol style="list-style-type: none"> 意思決定前のカテゴリ分類は想定される最も大きな影響に基づいて行われるべき。 カテゴリ分類結果公開時に、環境レビューを意思決定後に行う理由を公開するべき。 プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について意思決定前に環境レビューを行うべきである。 上記 7 の環境レビューに用いた文書を意思決定前に公開するべきである。 上記 7 の環境レビュー結果は意思決定後、すみやかに公開するべきである。 EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後 3 年以内とするべき。左記提出期限は上記環境レビュー結果に含めて公開するべきである。 意思決定後に上記 10 の文書が提出された場合は、それらの文書を公開するべきである。左記文書の環境レビュー結果は、環境レビュー後に公開するべきである。 意思決定時に合意された期限内に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出されない場合は、JBIC/NEXI は支援を停止するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨今の我が国のエネルギー情勢を踏まえ、日本が輸入するエネルギー資源価格の低下に繋げることも意識し、今後、(資源権益価格が比較的廉価な)早期の段階で資源権益を取得する案件が出てくるものと思われる。 一方、現在の環境ガイドラインでは、環境影響評価書が未作成段階での権益取得等の資金コストへの対応は想定していないと思われるため、日本の輸入するエネルギー資源価格の低廉化に繋げるべく、上記のような資金コストについても、一定の環境影響評価を実施する、あるいは融資実行後に実施する環境影響評価において不適切な結果が出た場合には強制償還とすること等により環境影響評価書が未作成の段階でも融資可能とするなど実態に即した支援が受けられるようにして頂きたい。 	<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 案件の性質上、投融資の意思決定が必要な時点(借入人に資金需要が発生している時点)で、EIA 等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、意思決定後に環境レビューを実施することを前提に、意思決定を行うことを可能とする。 IFC も、同様の対応を可能としていると理解。
5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	7.	意思決定後の環境関連文書の公開	<p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境関連文書のウェブサイトでの情報公開及び意思決定後の掲載継続環境関連文書はウェブサイトでの情報公開を原則とし、意思決定後も掲載するべきである。 <p>追加:環境関連文書が借入人/実施者のウェブサイトで公開されている場合は、その URL にリンクを張ることによる公開を可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI が支援する商業プロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であること、更にはテロによる襲撃をも考えなければならぬことを、常にご配慮を頂きたい。これを阻害しない範囲での意思決定後の環境関連文書の公開は問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI ウェブサイト全体の利便性・予算等を総合勘案して検討する必要がある。当面は、求めがあった場合に個別に公開する方針としたい。
		情報公開	8.	環境関連文書(EIA 等)の翻訳版の公開	<p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境関連文書の翻訳版の公開 <p>JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。</p> <p>Ex 事例 4 バタン石炭火力発電</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI の環境審査は、EIA 等のみではなく、質問状や現地確認により総合的に行われると理解しているが、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念があり、オーライズされた文書が公開されるべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連文書の翻訳版は、IFC や他国 ECA も公開しておらず、他国とのイコルフッティングの観点から、翻訳版の公開は考えていない。
		情報公開	9.	カテゴリ分類結果の公開内容	<p>【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】</p> <ul style="list-style-type: none"> EIA 及び環境許認可証明書が提出されていない場合は、カテゴリ分類結果に有無及び理由を記載するべきである。別の方法を用いて環境レビューを行う場合は、該当文書を公開するべきである。 理由:ガイドラインでは当該文書の公開は要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、提出されていない場合の有無・理由説明や代替文書公開は必要。 		<ul style="list-style-type: none"> EIA が作成されない北米の非在来型の油ガス開発案件では、個別の井戸の掘削許可に係る申請書類一式を開示している。 EIA 及び環境許認可証明書が提出されないカテゴリ A 案件については、資料の提出がない旨及びその理由、また、EIA 以外の代替資料でレビューする場合で、その代替資料が一般に公開されている場合には、その代替資料を公開する。
		情報公開	10.	カテゴリ FI のサブプロジェクトのカテゴリ分類および環境関連文書の公開	<p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> カテゴリ FI のサブプロジェクトに関する情報公開 <p>カテゴリ FI 案件で、金融仲介機関がカテゴリ A 及び B に相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、JBIC/NEXI は、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC/NEXI は金融仲介機関の環境レビュー結果を公開するべきである。</p> <p>Ex 事例 3DMIC</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の JBIC によるカテゴリ FI の情報公開は、IFC 等における取扱いと同様と理解しており、問題があるとは思えない。 また、カテゴリ FI 案件の場合、仲介金融機関に環境審査能力があるケースでは仲介金融機関が JBIC 環境ガイドラインに沿った環境レビューを行っているため、これに関する情報公開は環境レビューを実施した当事者である仲介金融機関に任せるべきであり、JBIC 自身が情報公開を行うことは、審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> カテゴリ FI のサブプロジェクトであっても、JBIC が直接環境レビューを行う場合は、環境ガイドラインに基づく情報公開を行っている。 金融仲介機関の環境社会配慮確認能力が確認でき、環境レビューを同機関に委ねる場合は、情報の取り扱いも金融仲介機関に委ねているが、これは IFC における扱いと同じと理解。現状の取り扱いで十分であり、変更することは考えていない。
		情報公開	11.	国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開	<p>【提言】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開 <p>国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合は、その背景・理由等を環境チェックボートの結果に記載するなどの形で公開するべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> そもそも環境レビュー結果の公表を実施していない ECA(Hermes・KEXIM)があるなか、現状においても JBIC/NEXI の情報公開は先進的であり、これらの国の企業とのイコルフッティングの観点より、現状以上の環境レビュー結果の過度な公開は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA が公開している環境レビューの内容を参考に、他国 ECA とのイコルフッティングの考えに基づき検討。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
		情報公開	12.	環境レビュー方法等の公開	<p>【提言(2014年6月16日追加)】</p> <ul style="list-style-type: none"> EIA 及び環境許認可証明書をを用いずに環境レビューを行った場合は、環境レビュー結果に有無・理由・代替方法を記載するべきである。 理由:ガイドラインでは当該文書を用いた環境レビューが要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、当該文書を用いていない場合の有無・理由・代替方法の説明は必要。 		<ul style="list-style-type: none"> EIA 及び環境許認可証明書をを用いずに環境レビューを行ったカテゴリ A 案件については、環境レビュー結果に、その旨、その理由、及び代替方法を記載することとする。
		情報公開	13.	プロジェクト実施前の現況値の公開	<p>【提言(2014年6月16日追加)】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っている場合は、環境レビュー結果にその旨を記載するべきである。 理由:ガイドラインでは累積的影響を考慮することが要件となっており、現況値が既に環境基準値を上回っている場合は特に重点的な対策が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA が公開している環境レビューの内容を参考に、他国 ECA とのイコールフットingの考えに基づき検討。
		情報公開	14.	英語版のスクリーニングフォームの公開	<p>【提言】</p> <p>10. 英語版の環境レビュー結果へのスクリーニングフォーム添付 スクリーニングフォームが英語で JBIC/NEXI に提出されている場合は、公開する環境レビュー結果の英語版にもスクリーニングフォームを添付するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI 側でご検討頂く事項と理解。プロジェクト実施者側の負担がこれまで以上に増えることのないよう留意頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語版・英語版いずれの環境レビュー結果にも、受領したスクリーニングフォームを添付することとする。
		情報公開	15.	JBIC/NEXI によるモニタリング確認の結果の公開	<p>【提言】</p> <p>11. JBIC/NEXI によるモニタリング確認の結果の公開 カテゴリ A のプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を手次第速やかに公開し、また JBIC/NEXI が自ら行なうモニタリング結果を公開するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ECA 自身が行ったモニタリング結果については、他国 ECA も公表しておらず、イコールフットingの観点から、JBIC/NEXI が実施したモニタリング結果の公開は考えていない。 他方、プロジェクト実施主体が行ったモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合、JBIC/NEXI の HP で公開すると規定している。
		情報公開	16.	モニタリング結果のステークホルダーへの公開	<p>【提言】</p> <p>21. モニタリング結果のステークホルダーへの公開 モニタリング結果の公開に関する項目では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていなければならない」とするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されておらず、他国 ECA も公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において、モニタリング結果の公開を義務付けている機関はなく、イコールフットingの観点から、公開を義務付けることは考えていない。

第二部							
1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	対策の検討	各論	17.	代償措置に関する要件	<p>【提言】</p> <p>13. 代償措置に関する要件 ガイドラインの厳格化、整合性確保、明確化のために、「代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。」の後に、「技術的に可能な範囲で十分な回避措置や最小化・軽減措置がとられたかどうかと、ノードレスで代償が十分に達成されているかどうかを検証するために独立した第三者による監査を得る。ただし、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には融資対象外とする。」と明記すべきである。 Ex 事例 2 ホガブライ炭鉱拡張事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境モニタリングでは代償措置についてノードレスまで求めておらず、実務上ノードレスの実現は難しい課題と認識している。これをガイドラインに記載し、一律に義務化することは実効性が無く、かかる状況を踏まえ、現行のガイドラインを改訂する必要はないと考える。 また、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、現行ガイドラインにおいてもカテゴリ A に分類されて環境レビューが実施されるため、十分な環境社会配慮は確保されると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> NGO 提言の前段(独立した第三者による監査)については、IFC PS (PS6)、世銀 SP いずれにおいても、代償措置についてそのような監査を求めている。また、環境 CA にもそのような規定はなく、他国 ECA で同様の手続きをとっているところはないと理解。国際的にみて過度な手続きであり、環境ガイドラインに盛り込むべきではない。 NGO 提言の後段(一定の場合を融資対象外とするの明記)については、現行の環境ガイドラインにおいても、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との規定が存在しており、不要と考える。さらに、この規定は世銀 SP の考え方を元に、前回の環境ガイドライン改訂において追記されたものであるが、現行の IFC PS は、そのような転換又は劣化を直ちに否定するのではなく、代償措置も含めた総合的な判断を認めている。また、世銀 SP も現在包括的な見直しを行っているところ、国際基準との整合や、他国 ECA とのイコールフットingを考えると、世銀 SP を参照する場合は世銀 SP の IFC PS を参照する場合は IFC PS の考え方に基づく運用ができるようになるのが望ましい。 一般論として、環境社会配慮の内容に関する詳細を環境ガイドラインに盛り込むことは、将来的に国際基準との齟齬を生じさせかねないリスクを生じさせる。環境ガイドラインには、国際基準として確立した内容を盛り込み、詳細や新たな議論については国際基準を参照することで運用・導入していくことが望ましい。
		各論	18.	(項番 17 に関連し) FAQ に記載している文言や定義のガイドライン本文への明記	<p>【提言(2014年7月16日追加)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 項番 17 に関連して、現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目における「重要な自然生息地」や「重要な森林」、そして「著しい転換」や「著しい劣化」などの定義の明確化のため、FAQ に記載している文言や定義をガイドライン本文に明記すべき。 現行では、これらの重要な文言について、担当者において恣意的な解釈が行われている状況にあると認識しており、重要な生息地や重要な森林等に関する共通認識に基づく、適正な解釈を行えるようにするため。 Ex.ホガブライ石炭鉱山拡張事業 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、現行ガイドラインにおいてもカテゴリ A に分類されて環境レビューが実施されるため、十分な環境社会配慮は確保されると考える。 環境ガイドライン本文は国際基準と常に整合しているべきであり、FAQ 等で補完するかたちの方が、国際基準の改訂等に機動的・適切に対応できると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 文言の詳細な定義を環境ガイドラインに掲載することは、将来的に国際基準との齟齬を生じさせかねないことから、行わない。 JBIC/NEXI としては、環境ガイドラインの「恣意的な解釈が行われている」とは考えていない。一方、ウェブサイトに掲載されている FAQ の内容が広く知られていない場合があるのは事実であり、環境ガイドライン本文には盛り込まないものの、環境ガイドラインの冊子の巻末やウェブサイト上に参考情報として追加する等を検討。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
	検討する影響のスコープ	各論	19.	検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加	<p>【提言】</p> <p>16. 検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に不可分一体事業の影響を追加するべきである。 Ex 事例 1 スロベック水力発電所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA にて検討されていない環境影響スコープを、JBIC/NEXI のガイドラインで対象とすることは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境ガイドライン上、検討すべき影響のスコープについて「プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。」(p.13)となっており、実務面では現状においても確認してきている。 他方、前回の環境 CA 改訂時に associated facility^(注)が明記されたことを受け、環境ガイドラインにも追記することを検討する。 <p>(注)プロジェクトの要素ではないものの、プロジェクトがなければ建設又は拡張されなかった施設で、かつプロジェクトの実施に不可欠な施設。</p>
	法令、基準、計画等との整合	各論	20.	「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の定義	<p>【提言(2014年7月16日追加)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に、保護すべき対象として指定されている地点や区域、群落等も含むことを明記すべき。 ガイドラインに示されている「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」には、指定されている群落や個々の区域、地点などを含まないのではないかといった説明も行われる状況にあり、これらも含むことを明確にしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行ガイドライン上も、政府が法令等により指定したものであれば、地点や区域、群落も「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に含まれるものと理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境ガイドラインの規定は、IFC PS(PS6 パラグラフ 20)や世銀 SP(OP 4.04 Annex A)の内容と整合的であり、特段の追記を行う必要性はないものと認識。
	社会的合意及び社会影響	各論	21.	地域社会・労働者の安全・保安に関する要件	<p>【提言】</p> <p>20. 地域社会・労働者の安全・保安に関する要件 「保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないこと」を要件とするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI のチェックリストに既に反映されている事項であり、特に見直す必要はないと考える。また、OECD 環境モニタリングで求められている以上の基準等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 既に実施されている国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件ごとの異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みになっていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 保安要員等の利用については、環境ガイドライン本文では記載していないが、各チェックリストの労働環境の項に「プロジェクトに係る警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。」の確認項目が含まれており、個別案件ごとに確認を行っている。 保安要員等の利用に伴う影響は、社会影響の一要素と理解しており、「検討する影響のスコープ」への追記を検討。
		各論	22.	企業の社会的責任を求める指針「OECD 多国籍企業ガイドライン」に対する注意喚起について	-		<p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境 CA 改訂により、公的輸出信用の申請に關する適切な主体の間で「OECD 多国籍企業ガイドライン」が認識されるよう、OECD 参加国が促すことが追記された。現行の環境ガイドラインでは、上記ガイドラインに係る記載はないことから、環境 CA を踏まえた文言を追記する。
	生態系及び生物相	各論	23.	第三者による認証の取得	<p>【提言(追加)】</p> <p>自然生息域または森林の著しい転換または著しい劣化が生じる恐れのある地域のある地域の一次産品を調達する場合は、第三者による認証を取得しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三者による認証の取得を、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 	<ul style="list-style-type: none"> NGO の提言は、IFC PS6 パラグラフ 30 を元にしたもの。同パラグラフは、一次産品の調達先に係る評価を行うための体制をプロジェクト実施主体者の環境社会管理システム(ESMS)の一部として盛り込むよう求めている。提言にある「第三者による認証」は、求められる評価体制の一部である、調達先を制限する際の手法の一つとして例示されているもの。また、同パラグラフは、顧客(借入人)が調達先に対する影響力を行使できる場合に適用されるものであり(IFC PS1 パラグラフ 10)、全てのプロジェクトで適用されるものではないと理解。 提言内容は、IFC PS の中でも細部に及ぶ内容であり、またプロジェクト実施主体者に義務付けられている事項でもないことから、この部分を抜き出して環境ガイドラインに規定することは適切ではない。
	非自発的住民移転	各論	24.	「大規模非自発的住民移転」の範囲の明示化	<p>【提言(2014年7月18日追加)】</p> <p>各該当部分において、下線を付した文言を追記すべきである。</p> <p>(1)[第 1 部]「4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レビュー」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画(第 2 部 1(非自発的住民移転)の項参照).....(中略).....がそれぞれ提出されなければならない。」とする。</p> <p>(2)[第 2 部]「1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (非自発的住民移転)」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI のガイドラインにおいて、生計手段の喪失は非自発的住民移転と同様に扱われ、ガイドライン第 1 部及び第 2 部に追記しなくとも、現状でも確認が行われている項目と理解している。 一方、既に改訂されている国際基準に整合する改訂であれば特段の異存はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務的には、生計手段の喪失も非自発的住民移転の一形態として環境レビューやモニタリングを行っている。明確化のため、非自発的住民移転に、生計手段の喪失を併記する方向で検討する。
		各論	25.	移転・補償合意文書に関する要件	<p>【提言】</p> <p>18. 移転・補償合意文書に関する要件 非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、また合意書は対象者に渡されていないとしない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、個々の内容そのものを逐条で盛り込む必要はない。また、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採ることで、個別案件ごとの異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みになっていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 非自発的住民移転及び生計手段の喪失については、現行環境ガイドライン上も、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられることを原則としている。またその際は、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議が求められる。 他方、合意書の取り交わしの義務付けに関しては、国際機関においても行っていないと理解。移転や補償内容の合意に関する規定は、現行環境ガイドラインの内容で十分であり、合意文書の取り交わしまで義務付けることは考えていない。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
	先住民族	各論	26.	先住民族の合意に関する要件	<p>【提言】</p> <p>19. 先住民族の合意に関する要件 プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意(FPIC)が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。 Ex 事例 2 ガブライ炭鉱拡張事業、事例 5 サウロケ多目的ダム事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境社会配慮は、事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でもコモンアプローチと内容的に整合した JBIC/NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考える。また、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件ごとの異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みになっていると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来は、現行の環境ガイドラインにある通り、先住民族との「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議」(free, prior and informed consultation (FPIC))が国際的にも求められていたが、IFC PS が「free, prior, and informed consent (FPIC)」を求める内容に改訂されており、世銀 SP も同様の方向で改訂される予定と理解。環境ガイドラインも同様に修正する方向で検討する。 一方、IFC PS は「"FPIC"の定義は未だ確立されていない」とし、例えば「FPIC は全員の合意を必要とするものではなく、コミュニティの中の個人やグループが明示的に反対している場合でも達成されうる」と明記している他、FPIC を求める場合を、先住民族固有の権利等に影響が及ぶ場合に限っている。環境ガイドラインの修正は、このような点にも留意しつつ行う必要がある。
	その他	人権	27.	JBIC/NEXI による人権状況の把握	<p>【提言】</p> <p>4. JBIC/NEXI による人権状況の把握 JBIC/NEXI は、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握し、環境社会配慮が適切に実行されるかどうかを確認するべきである。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電所</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の JBIC/NEXI の環境社会配慮確認にも、自然のみならず人権他の社会面も配慮の対象に含まれていると考える。 また、JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、コモンアプローチに記載ある project related human rights とし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきである。プロジェクト実施主体が直接には対応しきれない事象(例、第三者の活動に起因する事象等)への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境ガイドラインは「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言う。」(p.1)とし、人権の尊重を社会面の重要な一部としており、実務的には人権面の確認も行っている。 ただし、JBIC/NEXI として確認を行うべきなのは、提言にあるような相手国国内・プロジェクト対象地域という広範な人権ではなく、あくまでプロジェクトに関連する人権に対する配慮であるとする。前回の環境 CA 改訂により、環境社会配慮の対象として人権が追加されたが、これも「project-related human rights impacts」とされている。また、IFC の環境・社会持続可能性に関する政策パラグラフ 12 においても、事業が直面する人権が対象とされている。
		人権	28.	検討すべき影響への人権影響の追加	<p>【提言】</p> <p>15. 検討すべき影響への人権影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に人権影響を追加するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の JBIC/NEXI の環境社会配慮確認にも、自然のみならず人権他の社会面も配慮の対象に含まれていると考える。 また、JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、コモンアプローチに記載ある project related human rights とし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきである。プロジェクト実施主体が直接には対応しきれない事象(例、第三者の活動に起因する事象等)への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 上述の通り、現行の環境ガイドラインも人権の尊重を社会面の重要な一部としている。 プロジェクトに関連する人権への配慮は重要であり、既に「検討する影響の範囲」において、プロジェクトに関連する具体例の多くの内容をカバーしているものと認識しているところ、内容の曖昧な「人権の影響」を追記する必要性が感じられない。環境 CA 上も、人権に関する基準や審査ツール等についてはさらに検討を重ねることとしており、現時点で環境ガイドラインの「検討する影響の範囲」に人権を追記することは控えたい。
規定なし	温室効果ガス		29.	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開	<p>【提言】</p> <p>8. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開 JBIC/NEXI は、温室効果ガス高排出プロジェクトにおいて以下の情報を公開するべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トンの温室効果ガスを排出するプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量及び緩和策を公開し、意思決定後は、借入人から入手した測定・報告・検証(MRV)結果を公開する。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、意思決定前に複数のエネルギー源を含む代替案検討結果、環境外部費用を含めたコスト比較分析結果、温室効果ガス排出を最小化する最適技術の検討結果を公開する。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加した上で、温室効果ガスの共通の計測・報告方法に関する更なる検討を重ねている段階と認識しており、現段階で、「温室効果ガスの測定・報告・検証(MRV)の実施とその公表」を、JBIC/NEXI のガイドラインに織り込むことは時期尚早であるとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境 CA は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トンの温室効果ガス(以下「GHG」)を排出すると予測されるプロジェクトについて、年間排出量の予測値を OECD 事務局に報告するよう定めているが、報告が行われるのは意思決定後であり、また当該情報が入手可能な場合に限られる。また、当該報告は計測や報告の方法論を開発する目的で行われているものであり、OECD 事務局は、各 ECA から報告された GHG 排出量の予測値を公開していないと理解。 また環境 CA は、火力発電プロジェクトへの支援について、GHG 排出量の回避策や軽減策に関する報告を踏まえ、さらに検討を重ねることとしている。これを踏まえ、OECD において、GHG に関する情報提供や情報公開についても議論が行われている段階であり、現時点で GHG に関する特別な情報公開を規定するのは時期尚早。
	温室効果ガス		30.	検討すべき影響の範囲への気候変動の追加	<p>【提言】</p> <p>14. 検討すべき影響の範囲への気候変動の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響の範囲」に気候変動を追加するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加したが、気候変動に関する具体的な環境社会配慮の内容については、更なる検討を重ねている段階と認識している。気候変動に関する具体的な環境社会配慮の内容が確定していない現状において、JBIC/NEXI のガイドライン上、「検討する影響の範囲」に「気候変動」を織り込むことは時期尚早であるとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への対応は重要と認識。環境 CA は、公的輸出信用における参加国間の政策の一貫性を図る分野の一つとして、環境・社会・人権分野と並び、気候変動を挙げている。 一方、環境 CA は、気候変動の関連で具体的な環境社会配慮に関する要件を定めておらず、火力発電プロジェクトへの支援について、GHG 排出量の回避策や軽減策に関する報告を踏まえ、さらに検討を重ねることとしている。 以上を踏まえると、現時点で「検討すべき影響の範囲」に気候変動を追記するのは時期尚早と考える。
	温室効果ガス		31.	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件	<p>【提言】</p> <p>17. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」に「(気候変動対策)」の項目を追加し、以下の要件を入れるべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トンの温室効果ガスを排出するプロジェクトは、測定・報告・検証(MRV)が行われ、その結果が公開されていなければならない。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトは、複数のエネルギー源を含む代替案が検討され、環境外部費用を含めたコスト比較分析が実施され、温室効果ガス排出を最小化する最適技術が採用されていなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加した上で、温室効果ガスの共通の計測・報告方法に関する更なる検討を重ねている段階と認識しており、現段階において、「気候変動対策」の項目を、JBIC/NEXI のガイドラインに織り込むことは時期尚早であるとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の ECA が GHG 排出量の予測値を公表しているが、実績値や削減量の MRV ではない。またほとんどの ECA は排出量の公表自体を行っていないと理解。 環境 CA は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トンの GHG を排出すると予測されるプロジェクトについて、年間排出量の予測値を OECD 事務局に報告するよう定めているが、MRV は求めていない。また、報告を求めている排出量の予測値についても、予測の正確性や方法論について実務者間で経験の蓄積を図っている段階。他国とのイールドアップの観点から、GHG 排出量や削減量の予測値の公開・測定等を義務付けることは考えていない。 火力発電プロジェクトへの支援については、上述の通り、環境 CA においてさらに検討を重ねることとされており、現時点で GHG に関連した要件を追加することは時期尚早と考える。

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方
3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧	各論		32.	「1.影響を及ぼしやすいセクター」の例示リストへの追加	-	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において記載されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。 	【提言】 <ul style="list-style-type: none"> 環境 CA の改訂を踏まえ、「新設の採石場を含む新規のセメント工場」を例示リストに追加することを検討。
	各論		33.	「2.影響を及ぼしやすい特性」の例示リストへの追加	-	<ul style="list-style-type: none"> 他国 ECA において記載されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。 	【提言】 <ul style="list-style-type: none"> 環境 CA の改訂を踏まえ、現行の例示リストにある「大規模非自発的住民移転」を「大規模な用地取得、非自発的住民移転」と変更することを検討。
2014年8月以降に追加された論点	ESIA		34.	「環境アセスメント報告書」の「環境・社会影響評価報告書」への変更	【提言(2014年8月1日追加)】 「環境アセスメント報告書」を「環境・社会影響評価報告書」と変更すべきである。 理由:OECD 環境モニタリングアプローチでは「Environmental and Social Impact Assessment(ESIA) Report」という記載で統一されているため。		後日、回答予定。
	ESIA		35.	環境・社会影響評価報告書と、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書の関係	【提言(2014年8月1日追加)】 環境・社会影響評価報告書には、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書に加えて住民移転計画書及び先住民族配慮計画書を含むこととし、JBIC/NEXI による情報公開の対象文書とするべきである。 理由:現行ガイドライン第一部では、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書は JBIC/NEXI の情報公開の対象文書となっているが、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書は一般に公開されている場合の公開対象文書となっている。一方で、ガイドライン第二部では両文書の公開が要件となっているおり、実質的に JBIC/NEXI による情報公開の対象文書となっているため。		後日、回答予定。
	ESIA		36.	別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」の内容	【提言(2014年8月1日追加)】 別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は、OECD 環境モニタリング Annex II と同等レベルにするべきである(もしくは別表を廃止し、Annex II を参照対象とするべき)。 理由:現行ガイドラインの別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は OECD 環境モニタリング Annex II と比べて社会面の事項が含まれていないため。		後日、回答予定。

(注 1)それぞれ、以下の資料によるもの。

【提言】:「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドライン改訂に対する NGO 提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)、モン・ウッチ(2014年2月12日提出))

(意見):「項番 6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」に関する意見」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014年6月9日提出))

【提言(2014年6月16日追加)】:「JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況に関する追加質問及び追加提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014年6月16日提出))

【提言(2014年7月16日追加)】:「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点の追加 2 件」(熱帯林行動ネットワーク(2014年7月16日提出))

【提言(2014年7月18日追加)】:「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認ガイドライン改訂に係る追加論点「大規模非自発的住民移転」の提出」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、モン・ウッチ(2014年7月18日提出))

【提言(2014年8月1日追加)】:「JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドライン追加論点(ESIA 関連)の提案」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014年8月1日提出))

(注 2)以下の資料によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(インジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014年6月5日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント」(インジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014年6月6日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント (項番 1~30)」(インジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014年7月15日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント (項番 18、20、24 追加)」(インジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014年8月5日提出))